

## (公財) 兵庫県生きがい創造協会高齢者大学講座聴講生制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、(公財) 兵庫県生きがい創造協会(以下「協会」という。)が管理・運営する兵庫県高齢者大学講座(以下「県高齢者大学」という。)の「一人ひとりのニーズに合った学び方が選択出来る仕組みづくり」の一環としての聴講生制度の取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は次表のとおりとする。

【第1条関係】 県高齢者大学	兵庫県いなみ野学園 兵庫県阪神シニアカレッジ
【第5条、第7条関係】 県高齢者大学の責任者	いなみ野学園長 阪神シニアカレッジ学長

(聴講生)

第3条 聴講生は、以下の者を対象とする。

- (1) 県高齢者大学の学生及び卒業生以外(大学講座入学年齢対象者を除く)で、学習意欲のある者
- (2) 県高齢者大学の学生のうち受講を希望する者
- (3) 県高齢者大学の卒業生で大学講座の受講を希望する者
- (4) 大学講座入学年齢対象者(3号を除く)のうち正当な理由により入学が困難であると県高齢者大学の責任者が認める者

(受講講座)

第4条 聴講生の受講を認める講座は、以下のとおりとする。

- (1) 県高齢者大学の学生以外の者及び県高齢者大学の卒業生  
共通講座及び各専門学科講座
- (2) 県高齢者大学の学生  
共通講座及び各専門学科講座

(受講の制限)

第5条 次に掲げる場合は、各県高齢者大学の責任者は、聴講生の受講を制限することができる。

- (1) 教室の受入可能人数を超える場合
- (2) グループ学習等聴講生の受講に馴染まない講座の受講
- (3) その他円滑な講座の進行を阻害するおそれがある場合

(受講料)

第6条 受講料は1講座1,500円以内とし、県高齢者大学の責任者が別に定める。

(受講申込み手続き)

第7条 聴講を希望する者は、以下の手続きを取り、各県高齢者大学の責任者は、受講の許可を与える。

- (1) 受講の申込みと受講料の納付  
聴講を希望する者は、講座日の前日までに所定の受講料を添えて、県高齢者大学に聴講申込書兼受講許可証(様式1)により申し込むものとする。
- (2) 受講の可否の決定と受講料の受領

ア 各県高齢者大学の責任者は、希望者及び希望講座が、この要綱に定める要件に該当するか否かを審査し、聴講の可否を決定する。

イ 各県高齢者大学の責任者は、聴講の可否について、速やかに聴講希望者に通知するとともに、聴講を許可した者に対して、受講許可証（様式1）を交付する。

（受講）

第8条 受講を許可された聴講生は、受講日に受講許可証を携行し、県高齢者大学担当者から求められれば提示する。

（受講料の返還）

第9条 受講料の返還について、以下のとおりとする。

- (1) 聴講希望者の責で受講できなかった場合は、受講料を返還しない。
- (2) 希望講座が開催されない場合は、受講料を返還する。
- (3) 講座開始前に受講の取り消しを申し出た場合で、やむを得ない事情と認めたときは、受講料を返還する。
- (4) 希望講座に換えて開かれた講座を受講する場合は、当該講座の申込みがあり、受講料の納付があったものと見なす。

（聴講生制度の対象外となる講座）

第10条 次の各号に該当するものは、聴講生制度の対象外とする。

- (1) 公開講座（通常講座を公開する場合を含む）、オープンキャンパス等の県高齢者大学が、県民に対する普及啓発事業の一環で実施する講座
- (2) 県高齢者大学大学院(大学院に相当するものを含む)の学生が研究等の一環として受講を希望し、県高齢者大学の責任者が認めた講座
- (3) その他理事長が聴講生制度の対象外と認めた講座  
県高齢者大学の責任者が、聴講生制度の対象外として協会理事長に申請し、理事長がこれを承認した講座

（協 議）

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会の判断に従うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、聴講生制度の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

聴講申込書 兼 受講許可証

(各 県高齢者大学の責任者) 様

(聴講希望者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

※県高齢者大学の学生・卒業生は以下もご記入ください。

所属講座名		学生・卒業生
-------	--	--------

(聴講希望者は、以下の項目について、記載願います。※チェック欄は記入しないでください。)

受講希望日		共通講座・専門学科講座名	※チェック
1	令和 年 月 日		
2	令和 年 月 日		
3	令和 年 月 日		
4	令和 年 月 日		
5	令和 年 月 日		

受講料 (1 講座あたり学生・卒業生 円、一般 円)  
計 \_\_\_\_\_ 講座 \_\_\_\_\_ 円

※郵便振替で受講料を納付される場合は、振込控を貼り付けてください。

受領印

聴講受講の際は、必ず本票をご持参ください。  
(受領印・郵便振替納付控貼付けの無い物は無効)

※高齢者大学の記載 (聴講希望者は、記載しないで下さい。)

※高齢者大学事務局は、下記チェック項目を確認の上、受講料を受け取り、受領印を押印のうえ写しをとり、原本を本人に返してください。

チェック項目	
聴講生の区分 (要綱第3条)	1 一般      2 学生      3 その他
受講の制限 (要綱第5条)	1 制限無                      2 制限に該当
受講料と納付 (要綱第6・7条)	1 受講料 _____ 円      2 現金・振込
受講の可否 (要綱第7条)	1 受講可      2 一部可      3 受講否
受講の許可手続き (要綱第7条)	1 受講許可書交付

(公財) 兵庫県生きがい創造協会高齢者大学講座聴講生の受講料について

(公財) 兵庫県生きがい創造協会高齢者大学講座聴講生制度実施要綱第6条に定める受講料は、下記のとおりとする。

記

- 1 兵庫県いなみ野学園の学生及び卒業生以外の者  
1 講座 1,500円
- 2 兵庫県いなみ野学園の学生及び卒業生  
1 講座 1,300円

平成30年4月1日

兵庫県いなみ野学園長